

四国中央市公営企業物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱

平成30年 3 月30日

告示第40号

(目的)

第1条 この告示は、公営企業が発注する物品の購入及び修繕並びに印刷製本（以下「物品購入等」という。）の契約に係る入札の透明性及び競争性の向上を図るため、入札及び契約について公表することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加有資格業者の公表)

第2条 入札参加資格を有する者（以下「入札参加有資格業者」という。）の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地

2 前項の公表は、当該入札参加資格の有効期間（四国中央市公営企業物品購入等の契約に係る入札参加者の資格及び指名基準に関する要綱（平成30年四国中央市告示第38号）第6条に規定する有効期間をいう。）の末日まで行うものとし、入札担当課において作成した入札参加有資格業者名簿を閲覧に供するとともに、四国中央市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するものとする。

(入札に付する事項等の公表)

第3条 入札に付する事項及び参加資格の公表は、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 一般競争入札 物品購入等に係る入札公告の写しを入札担当課において閲覧に供し、ホームページに掲載する方法
- (2) 指名競争入札 物品購入等に係る入札案内（様式第1号）を入札担当課において閲覧に供する方法

2 前項の公表を行う期間は、入札を公告した日又は指名通知を発した日から入札を執行する日までとする。

(入札結果の公表)

第4条 入札（当該入札により落札者が決定した場合に係るものに限る。以下この条において同じ。）の結果の公表となる物品購入等は、前条第1項に規定する物品購入等とする。

2 入札結果の公表（以下「入札結果公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札日
- (2) 入札件名
- (3) 落札金額
- (4) 落札者の名称

3 入札結果公表は、入札に係る落札者の決定後ホームページに掲載することにより行うものとする。

(契約結果の公表)

第5条 契約結果の公表（以下「契約結果公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札件名
- (2) 納入場所又は履行場所
- (3) 納入期限又は履行期間
- (4) 入札日時
- (5) 入札参加者の名称
- (6) 入札金額
- (7) 落札者の名称
- (8) 落札金額
- (9) 契約金額
- (10) 予定価格

2 契約結果公表は、契約締結後速やかに行うものとする。ただし、前項に掲げる事項のうち、仮契約を行った場合の予定価格については、本契約を締結した日とする。

3 契約結果公表は、入札を執行した日の翌日から起算して5年を経過した日の属する年度が終了するまでの間、入札担当課において作成した入札執行表（様式第2号）を閲覧に供する方法により行うものとする。

（随意契約）

第6条 第3条及び第5条の規定は、予定価格が50万円を超える随意契約について準用する。

（その他）

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。）が別に定める。

附 則（平成30年3月30日告示第40号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第40号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中四国中央市水道局公共工事公表実施要綱第1条から第3条まで及び第6条の改正規定並びに第2条中四国中央市水道局建設工事等入札者心得第1条の改正規定、第2条の改正規定（同条第3項第5号にただし書を加える改正規定を除く。）、第6条の改正規定及び第7条第1項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に1号を加える改正規定は、告示の日から施行する。

（四国中央市水道局物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日の前日までに公表された第3条の規定による改正前の四国中央市水道局物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱様式第2号に規定する執行表は、第3条の規定による改正後の四国中央市水道局物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱様式第2号に規定する執行表とみなす。

附 則（令和4年3月30日告示第46号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(四国中央市水道局物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第4条の規定による改正後の四国中央市水道局物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱の規定は、施行日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、施行日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。
- 8 施行日の前日までに公表された第4条の規定による改正前の四国中央市水道局物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱様式第1号及び様式第2号に規定する入札案内及び執行表は、第4条の規定による改正後の四国中央市水道局物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱様式第1号及び様式第2号に規定する入札案内及び執行表とみなす。

附 則 (令和5年3月30日告示第63号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(四国中央市水道局物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第5条の規定による改正後の四国中央市水道局物品購入等の契約に係る入札情報公表実施要綱の規定は、施行日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、施行日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月30日告示第87号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

入 札 案 内

入 札 件 名	
入 札 方 法	
入 札 日 時	
納 入 場 所	
発注担当課	
参加資格又は 指名理由	

納入期限

履行期間

様式第2号（第5条関係）

入札執行表 入札執行者 入札事務従事者					
入札件名					
入札日時		落札者			
納入場所					
予定価格		契約日			
入札書 比較価格		納入期限 (履行期間)			
契約金額		契約保証金			
入札参加者名	第1回入札高	順位	第2回入札高	順位	摘要

注 上記入札高は、入札参加者が見積もった契約希望金額の 分の100に相当する金額である。